

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 5 月 30 日 (火) 第 417 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定の辞退 (高齢者生き生き推進課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退 (高齢者生き生き推進課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 3
- 公 告
- 令和 5 年度家畜商講習会開催公告 (畜産課取扱い) 4
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 5

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 491 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和 5 年 5 月 30 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者			廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
南方園訪問入浴介護	枕崎市まかや町678番地	社会福祉法人明星福祉会	枕崎市まかや町678番地	牧角 寛郎	令和 3 年 4 月 22 日	訪問入浴介護
シニアあんしんヘルパーステーション	鹿屋市上谷町11514番地4	有限会社岳コーポレーション	鹿屋市上谷町5番31号	小林 千鶴	令和 5 年 3 月 31 日	訪問介護
牧之原むつみ園ホームヘルプセンター	霧島市福山町福沢4611番地	社会福祉法人明德会	霧島市福山町福沢4611番地	東田 悟	令和 5 年 3 月 31 日	訪問介護
さつま園ヘルパーステーション	薩摩郡さつま町求名13341番地1	社会福祉法人同仁会	薩摩郡さつま町求名13341番地1	柿添 信義	令和 5 年 3 月 31 日	訪問介護
中種子町社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業	熊毛郡中種子町野間6584番地2	社会福祉法人中種子町社会福祉協議会	熊毛郡中種子町野間6584番地2	森山 辰郎	令和 5 年 3 月 31 日	訪問入浴介護

所						
スマイル訪問看護ステーション	霧島市福山町福山4516番地	医療法人三幸会	霧島市福山町福山4516番地	八木 幸夫	令和 5 年 3 月 31 日	訪問看護
宮之城ふくし園	薩摩郡さつま町宮之城屋地670番地2	社会福祉法人ひいらぎ会	薩摩郡さつま町宮之城屋地670番地2	城森 直人	令和 5 年 3 月 31 日	通所介護
八木クリニック	霧島市福山町福山4516番地	医療法人三幸会	霧島市福山町福山4516番地	八木 幸夫	令和 5 年 3 月 31 日	短期入所療養介護

鹿児島県告示第492号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和 5 年 5 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
二葉・シニアあんしんヘルパーステーション	鹿屋市上谷町11514番地4	社会福祉法人二葉福祉会	鹿屋市上谷町13609番地	野元 廣和	令和 5 年 4 月 1 日	訪問介護
訪問介護セカンドライフ	出水市福ノ江町1226番地	セカンドライフ合同会社	出水市福ノ江町1226番地	永岩美津子	令和 5 年 4 月 1 日	訪問介護
二葉・シニアあんしんデイサービス	鹿屋市上谷町11513-2	社会福祉法人二葉福祉会	鹿屋市上谷町13609番地	野元 廣和	令和 5 年 4 月 1 日	通所介護
リハプライド奄美	奄美市名瀬有屋町19-6	株式会社湧泉	奄美市名瀬有屋町17-9	泉 浩二	令和 5 年 4 月 1 日	通所介護
デイサービスセンターIRODORI（いろいろり）	肝属郡肝付町後田2651番地17	株式会社HOME	肝属郡肝付町後田2651番地6	大野みゆき	令和 5 年 4 月 1 日	通所介護
ケアサービス豊笑	曾於市末吉町諏訪方1990番地	株式会社豊翔	京都市山科区東野八反畑町22-8 豊栄ビル7F	名筋 律子	令和 5 年 4 月 24 日	訪問介護

鹿児島県告示第493号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定により、指定介護老人福祉施設から次のとおり指定の辞退について届出があった。

令和 5 年 5 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

施設		指定介護老人福祉施設の開設者			辞退年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
南さつま市和楽苑	南さつま市坊津町泊5756番地	南さつま市	南さつま市加世田川畑2648番地	本坊 輝雄	令和 5 年 3 月 31 日	介護福祉施設サービス

鹿児島県告示第494号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成

9年法律第123号) 第113条の規定により、指定介護療養型医療施設から次のとおり指定の辞退について届出があった。

令和5年5月30日

鹿児島県知事 塩田康一

施 設		指定介護療養型医療施設の開設者			辞 退 年 月 日	サービ スの種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
八木クリニック	霧島市福山町福 山4516番地	医療法人三幸会	霧島市福山町福 山4516番地	八木 幸夫	令和5年 3月31日	介護療養 施設サー ビス

鹿児島県告示第495号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和5年5月30日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 所		指定介護予防サービス事業者			廃 止 年 月 日	サービ スの種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
中種子町社会福 祉協議会指定訪 問入浴介護事業 所	熊毛郡中種子町 野間6584番地2	社会福祉法人中 種子町社会福祉 協議会	熊毛郡中種子町 野間6584番地2	森山 辰郎	令和5年 3月31日	介護予防 訪問入浴 介護
スマイル訪問看 護ステーション	霧島市福山町福 山4516番地	医療法人三幸会	霧島市福山町福 山4516番地	八木 幸夫	令和5年 3月31日	介護予防 訪問看護
八木クリニック	霧島市福山町福 山4516番地	医療法人三幸会	霧島市福山町福 山4516番地	八木 幸夫	令和5年 3月31日	介護予防 短期入所 療養介護

始良・伊佐地域振興局告示第10号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和5年5月30日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
放課後等ダイサ ービスとてと	始良市西餅田 188番地3	ファーストセレ クト株式会社	始良市三拾町 1911番地6	井上 博明	令和5年 3月20日	放課後等 ダイサー ビス

始良・伊佐地域振興局告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和5年5月30日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事 業 所		指定障害福祉サービス事業者			廃 止 年 月 日	障 害 福 祉 サービ スの種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		

シーサイド	始良市平松7546 -59	合同会社のか 2	鹿児島市明和二 丁目33番1号	川東 健二	令和 4 年 7 月 1 日	居宅介護 ・重度訪 問介護・ 同行援護
-------	------------------	-------------	--------------------	-------	-------------------	------------------------------

公 告

令和 5 年度家畜商講習会開催公告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第 4 条の 2 第 1 項の規定により、令和 5 年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和 5 年 5 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 開催の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
第 1 日	令和 5 年 7 月 18 日 (火) 午前 9 時から午後 5 時まで	鹿児島県社会福祉センター別館 2 階 (鹿児島市 鴨池新町 1 番 7 号)
第 2 日	令和 5 年 7 月 19 日 (水) 午前 9 時から午後 5 時まで	同上

2 講習内容

家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第 1 条の 4 第 1 項各号に掲げる事項のほか、知事が必要と認める事項

3 受講資格

制限はない。

4 講習の特例措置

獣医師法（昭和24年法律第186号）第 3 条の規定による獣医師の免許を受けている者及び家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第 1 項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者に対しては、家畜商法施行令第 1 条の 4 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項の講習の全部又は一部を免除する。

5 講習手数料

3,300円

6 受講手続

(1) 提出書類等

ア 受講申請書

イ 講習手数料（3,300円分の鹿児島県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼り付けて提出すること。）

ウ 4 に該当する者にあつては、講習時間の特例措置適用申請書及び獣医師免許の写し又は家畜人工授精師免許の写し

(2) 受講申請書等の提出先

鹿児島県農政部畜産課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

7 受講申請書の提出期限

令和 5 年 6 月 30 日 (金)

8 受講申請書等の用紙の交付

受講申請書及び講習時間の特例措置適用申請書の用紙は、鹿児島県農政部畜産課、各地域振興局、各支庁及び各市町村担当課において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、84円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 その他

講習会に関する照会は、鹿児島県農政部畜産課（電話099-286-2111内線3226）、各地域振興局、各支庁又は各市町村担当課に対して行うこと。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第49号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 5 年 5 月 30 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑓野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P天龍∞SEVEN M	マルホン工業株式会社	3P0392
回胴式遊技機	Lラブキューレ2PS	KPE株式会社	3S0048